1 総合支援資金とは　どんな制度？

(1) 個人ではなく「世帯」を支援する制度です

- 本制度は、失業者等の個人を支援する制度ではなく、「世帯」の生活再建を支援する制度です。そのため、世帯員の収入で生活できる場合は対象にはなりません。
- 「世帯」に必要な家計費を確認し、真に必要な金額を貸付します。そのため、借入申込者以外の世帯員の就労・就学・疾病・収入や負債等の世帯状況を詳しくお聞きし、必要に応じて確認いたします。
- 本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
- 借受人に配偶者等がいる場合は、配偶者等も社会福祉協議会での面接が原則必要です。
- 貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。

※資金貸付の「契約」は、借受人個人の方と締結することになります。

(2)「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします

- 本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより就職活動中の生活費をまかなうことができる一方で、「借金を負う」という世帯にとっての大きな負担が伴います。
 離職・減収による求職活動中の世帯が対象ですので、再就職できなかったり再就職しても収入が少なかったりすれば、世帯への支援を目的に貸付したものが、世帯への大きな負担となってしまいます。
 そのため、ご自身の就労収入で生活されていた頃のことや、離職・減収となってからの生活状況をお聞かせいただくことになります。その結果、ご相談いただいた時点で、負担の方が大きく、貸付が適切な支援にならないと判断される場合には、貸付の申込みはできません。
- 「住居確保給付金」や手当等の他制度の利用や滞納家賃の分割払い等、貸付制度以外の解決方法がある場合には、それを優先していただきます。
- 世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。
- 世帯に負債(債務)がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。

 ※生活福祉資金貸付制度においては、金融機関やカード会社からの借入(リボ払いを含む)、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債(債務)と考えます。

(3) 実情を正しくお話しいただくことが大切です

- 本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただきます。
 また、資金貸付の契約を結び、貸付期間中だけでなく返済が完了するまで、継続的な相談支援をいたします。
- 必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情、今後の生活の希望を正確にお話いただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。
- 虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合や貸付金を利用目的以外に使用した場合は、貸付金を即時に一括返済していただきます。

(4) 生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

- 総合支援資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則として要件となり、継続的な支援を受けていただきます。
- 生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各区市等の自立相談支援機関が窓口になります。

※自立相談支援機関の名称は区市町村によって異なります。